

# 福岡県公報

平成26年6月3日  
第3599号

## 目次

### 告示(第499号-第506号)

- 福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法 (畜産課) …………… 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4

### 公告

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 5
- 一般競争入札の実施 (教育庁企画調整課) …………… 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (廃棄物対策課) …………… 10
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 10
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 10

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 11

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11

### 公安委員会

○少年指導委員の委嘱について (警察本部少年課) …………… 12

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全総務課) …………… 12

## 告示

### 福岡県告示第499号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法(平成24年4月福岡県告示第733号)は廃止する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

種類	品 種	早 晩 性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアンライグラス	あかつき	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	ワセユタカ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ワセアオバ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	さつきばれ	中 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草・生草

	ジャイアント	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	マンモスB	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エース	晩 生	〃	サイレージ・生草
	ムサシ	晩 生	〃	サイレージ・乾草
青刈えん麦	ウルトラハヤテ韋駄天	超極早生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スーパーハヤテ隼	極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エンダックス	極 早 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
青刈大麦	ワセドリ2条	極 早 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
青刈とうもろこし	KD640 (ゴールドデントKD640)	早 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	KD680 (ゴールドデントKD680)	早 中 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	ゆめそだち	中 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	SH3815 (スノーデント125わかば)	中 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	30D44 (パイオニア135日)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)・二期作用
	SH9904 (スノーデント王夏)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)・遅播き・二期作用
青刈ソルガム	K70 (キングソルゴ)	早 生	〃	サイレージ・生草
	SX-17 (スダックス316) 早生	早 生	〃	サイレージ・生草
	FS306 (雪印ハイブリッドソルゴ)	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	HS-G (タキイのハイブリッドソルゴ)	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	FS501 (高糖分ソルゴ)	中 生	〃	サイレージ・生草
	Sugar Graze (シュガーグレイズ)	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
	SG-1A (甘味ソルゴ)	中 晩 生	〃	サイレージ・生草

	KCS-105 (スーパーシュガーソルゴ)	晩 生	〃	サイレージ・生草
	FS902 (ビッグシュガーソルゴ)	晩 生	〃	サイレージ・生草
スーダングラス	HS-K1 (ヘイスーダン)	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	シュガースリム	早 生	〃	サイレージ・乾草
	KCS-207 (サマーベラー細茎)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	TR-92 (ドライスーダン)	早 中 生	〃	サイレージ・乾草
	HS-9401 (ベールスーダン)	中 生	〃	サイレージ・乾草
	うまかろーる	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ロールキング	晩 生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラス	カタンボラ	中 生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中 生	〃	サイレージ・生草
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ・生草
オーチャードグラス	アキミドリII	極 早 生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクロバ	フィア	早 生	〃	放牧
あかクロバ	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バビアグラス	ペンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼料用稲	モグモグあおば (西海飼262号)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	タチアオバ (西海飼253号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	たちすずか (中国飼198号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和56年6月15日農林水産省告示第905号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和56年10月6日農林水産省告示第1449号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第502号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市佐田字鳥越4678の3、4680の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>潤養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### 福岡県告示第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月福岡県告示第539号直方都市計画下水道事業直方公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
直方市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
直方都市計画下水道事業直方公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成5年3月8日から平成30年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成12年福岡県告示第620号、平成15年福岡県告示第1591号、平成19年福岡県告示第1161号、平成21年福岡県告示第1746号、平成24年福岡県告示第539号の事業地に、次の区域を加える。

直方市大字感田の一部。

## (2) 使用の部分

なし

## 福岡県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	英彦山 香 春 線	前	田川郡添田町大字津野 7238番先から 田川郡添田町大字津野 7242番1先まで	6.0 ～ 17.0	180.0
			後	田川郡添田町大字津野 7238番先から 田川郡添田町大字津野 7242番1先まで	14.8 ～ 48.0	

## 福岡県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	直 方 行 橋 線	前	行橋市大字長尾511番先 から 行橋市大字福丸638番1 先まで	11.0 ～ 19.4	930.0
			後	行橋市大字長尾511番先 から 行橋市大字福丸638番1 先まで	11.0 ～ 19.4	

## 福岡県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の併用を平成26年6月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	併用開始の区間
京 築	直 方 行 橋 線	行橋市大字長尾511番1先から 行橋市大字常松77番1先まで

## 公 告

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年5月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434-1ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号ほか110名	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号ほか107名

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

生徒実習用パソコン等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者  
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年6月16日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 契約事項の名称  
生徒実習用パソコン等賃貸借契約
  - (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成26年9月1日から平成32年8月31日まで
  - (4) 履行場所  
入札仕様書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。  
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
平成26年7月3日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
  - (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
13	08	リース・レンタル	A A

- (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成26年6月26日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者。  
なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者
- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）  
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）  
F A X 番号 092-643-3884
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
平成26年6月3日（火曜日）から平成26年6月17日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

## (1) 提出場所

5の部局とする。

## (2) 提出期限

平成26年7月3日（木曜日）午後4時00分

## (3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階 行政7号会議室

## (2) 日時

平成26年7月4日（金曜日）午前11時00分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ



と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
Leasing and maintenance of computer systems and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender :  
4 : 00 P M on July 3, 2014
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,  
Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7 , Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, JAPAN  
TEL 092-643-3880

## 公告

山川地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏 名	住 所
柿原 廣典	みやま市山川町甲田1008番地2
松尾 一美	みやま市山川町立山1257番地
松尾 朴	みやま市山川町重富290番地

加藤久仁男	みやま市山川町甲田2248番地1
坂梨 誠治	みやま市山川町立山773番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
松尾 義勝	みやま市山川町立山120番地
築地原克己	みやま市山川町甲田512番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
柿原 廣典	みやま市山川町甲田1008番地2
松尾 一美	みやま市山川町立山1257番地
松尾 仁	みやま市山川町重富313番地
山下 光士	みやま市山川町甲田1125番地1
坂梨 誠治	みやま市山川町立山773番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
松尾 義勝	みやま市山川町立山120番地
築地原克己	みやま市山川町甲田512番地

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域の含まれる地域の名称  
糸島市二丈波呂字京手1010番1、1031番1、1031番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市早良区小田部一丁目24番3号  
毛利 奉文

**公告**

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 意見募集期間

平成26年5月22日から平成26年6月20日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
安武土地改良区	平成26年5月23日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市吉川土地改良区	平成26年5月23日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ミスターマックスSelect福津店

(2) 所在地 福岡県福津市福岡都市計画事業福岡駅東土地区画整理事業地内14街区2画地ほか

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・出入口の規模・構造等については、開発協議の中で詳細な打ち合わせを行うこと。

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

・当該店舗の出入り口が認可保育所である「いろどり保育園」に隣接し、また、福岡南小学校の通学路と交差している。このため、工事期間中及び開店後の繁忙期及び通常時について、各々の安全対策を徹底し、事前に、保育所、学校及び学校教育課に説明すること。

・保育所では、日中の園外活動を頻繁に行っている。子供は身長が低く運転手にとって死角になりがちであるため、消費者に対する注意喚起を含め、安全対策を徹底すること。

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・福津市廃棄物の減量及び適正に関する条例を遵守し、適正処理を行うこと。

## (4) 騒音の発生に係る事項

・工事期間中及び開店後の繁忙期の環境対策を徹底し、保育所及び小学生の生活に影響が及ばないように配慮すること。また、事前に状況やその対策方法を保育所、学

校及び学校教育課に説明すること。

・特に園児の午睡の時間や各種行事等には、十分配慮すること。

(5) 街並みづくり等への配慮等

・都市計画法及び建築基準法を遵守の上、福津市開発指導要綱に基づく事前協議により、街並みづくり等へ配慮すること。

・景観については景観計画を参照の上、遵守すること（福間駅東区域は、景観重点区域に指定されている）。

(6) その他

・敷地からの雨水排水方法については、開発協議の中で詳細な打ち合わせを行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域の含まれる地域の名称

朝倉市甘木八反田418番8、418番10、418番12、419番1、419番2及び420番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年5月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434-1ほか

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場No. 1 (建物1階部)	1,275台	駐車場No.1 (建物1階部)	1,279台
駐車場No. 2 (建物北側)	487台	駐車場No.2 (建物北側)	490台
駐車場No. 3 (建物南側)	262台	駐車場No. 3 (建物南側)	259台
駐車場No. 4 (建物5階部)	455台	駐車場No. 4 (建物5階部)	458台
駐車場No. 5 (建物屋上部)	668台	駐車場No. 5 (建物屋上部)	323台
駐車場No. 6 (建物敷地北西側駐車場)	453台	駐車場No. 6 (建物敷地北西側駐車場)	446台
合計	3,600台	—	—
併施設設用駐車場	▲150台	—	—
合計(来客用駐車場)	3,450台	合計	3,255台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後

位置	収容台数	位置	収容台数
駐輪場N o. 1 (建物1階部北側)	55台	駐輪場N o. 1 (建物1階部北側)	54台
駐輪場N o. 2 (建物1階部南側)	146台	駐輪場N o. 2 (建物1階部南側)	218台
駐輪場N o. 3 (建物1階部南側)	114台	駐輪場N o. 3 (建物西側)	80台
駐輪場N o. 4 (建物北側)	30台	—	—
駐輪場N o. 5 (建物北側)	64台	—	—
駐輪場N o. 6 (建物北西側)	26台	—	—
駐輪場N o. 7 (建物北西側)	53台	—	—
駐輪場N o. 8 (建物北側)	36台	—	—
駐輪場N o. 9 (建物西側)	98台	—	—
合計	622台	合計	352台

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第150号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成26年6月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成26年6月3日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
永田由美子	092-734-0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域

柴山 光男	092-412-0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
有吉 與倉	092-412-0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
三原 啓資	092-580-0110 春日警察署（少年係）	春日警察署の管轄区域
池田 昭	093-691-0110 折尾警察署（少年係）	折尾警察署の管轄区域
城戸 応昌	0930-24-5110 行橋警察署（少年係）	行橋警察署の管轄区域
平田 信雄	0948-21-0110 飯塚警察署（少年係）	飯塚警察署の管轄区域
梶原 賢一	0948-57-0110 嘉麻警察署（少年係）	嘉麻警察署の管轄区域
石原 尚典	0947-42-0110 田川警察署（少年係）	田川警察署の管轄区域
伊藤 保徳	0943-76-5110 うきは警察署（少年係）	うきは警察署の管轄区域
柴田 敏明	0944-43-0110 大牟田警察署（少年係）	大牟田警察署の管轄区域
塩塚 澄代	0944-43-0110 大牟田警察署（少年係）	大牟田警察署の管轄区域

### 福岡県公安委員会告示第151号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成26年6月3日

福岡県公安委員会

#### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人数
平成26年8月7日（木） 9：00～17：00	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名

平成26年8月21日（木）  
9：00～17：00

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人数
平成26年8月7日（木） 9：00～17：00	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。